

この資料は、河川管理者からの質問に対して、現段階での各委員の意見をお出しいただいたものであり、今後これらの意見等をもとに部会として議論を深めていく予定です。

河川管理者からの質問に対する委員からの意見および回答案

2002.6.10

<全体について>

はじめに：掲題の「中間とりまとめ」に対する質問 020515 について、6月3日付FAXにより、庶務から回答案を第11回部会への資料として提出するよう要請を受けました。以下に述べますように、これからの議論の進め方について、部会と河川管理者との間、あるいは部会と個人としての私の中に、「基本的なレベルにおける考え方」について少なからずギャップがあるのではないかと感じる此の頃です。従いまして、「回答案」の形ではなく、あくまでも委員個人の「意見」として提出したいと思えます。

意見：

「中間とりまとめ」について、いま議論すべきことは、河川管理者との「現状認識の共有化」ではなく、もう一步すすめて、「今後あるべき方向性の共有化」ではないでしょうか？いままで10回もの委員会を開き、多大のエネルギーを費やしてきた今なお、「現状認識の共有化」が出来ていないというのは、何か「入り口まで引き戻されている」ような焦燥感を感じます。

（ご意見：質問事項の下に挿入）

以上私が川について心配している多くのことのごく一部を述べましたが、基本的な考え方・方向性についての十分な議論が大切だということを認識いただければ幸いです。

（畚野委員）

少々そっけない回答になっていますし、私的な感想もあります。それには理由があり、長くなるので当日必要であればお話ししたいと思います。簡単にいうと、これらの質問には、あまり厳密に、定義的あるいは辞書的にこだわったり説明したりするのはかえってよくない、お互いの実りは少ないと思えるということです。ただ、私に質問の意味がよく理解できているかどうか、少々こころもとないのですが。（もちろん、専門性が不必要ということではありません。念のため）

（尾藤委員）

(1)猪名川水系は、典型的な都市河川である。

(1)「水系、流域」の考え方について使い分けがあれば教えてください。(32),(34)共通

流域の中に水系が構成される。流域は地上部も含めて面的な捉えかた、水系は水の流れを中心に線的な捕らえ方。

(田中哲夫委員)

住民の飲み水、生業、暮らしを支える利水について、(7)水は有限であることを認識し、渇水時のリスクマネジメントを検討するとともに、(8)社会全体で渇水を経験することも想定する必要である。

(7)水資源を有限とした場合は、限界点をどのように考えたらよいのでしょうか？また、現時点の状況は限界点からしてどの位の状況なのでしょうか。

成人するまでに2~3回ほど、10年に一回程度の確率で、半月や一ヶ月お風呂に入れない、洗車できないという渇水を経験しないと、水が有限であることを実感として理解できない。この渇水時に同時に河川の魚を始めとした生物も水を要求している。環境を本気で考えるなら、人間以外の生物の水も確保すべきであり、リスクを負うべきである。

農業の利水・工業用水の渇水危機管理、もちろん病院等の命にかかわる施設に関しては、渇水危機管理の方策を講じておく。

(田中哲夫委員)

私のイメージでは、川の生物環境を大きく変えない程度の水量を維持し、猪名川においては、水道水の確保のためにこれ以上ダムを増やさない、現状の供給量で「有限」と言ってしまうたいのです。

(細川委員)

猪名川の特徴とはいったい何か？



(11) 「中流狭窄部」とはどの範囲を示すのか教えてください。

銀橋付近と捉えている。

(田中哲夫委員)

雨水を中心とする海との交流・流通を通して生物界の生存を支える。(生命を育む自然環境)

- ・生物界には動物、植物はもちろん数え切れない種類がふくまれ、その支えられ方も、生存の様態(人間の場合は工業など生産活動も含まれる)によって無数に分かれる。
- ・人間はその川の姿を歴史を通して人工的に改変し、自らも含め生物界の生存のありように大きな影響を与えてきた。その是非と功罪が問われている。

(尾藤委員)

(12) 「流域行政体の不連続」とはどのようなことでしょうか。

国土交通省管轄、県管轄(その他小管轄)で分離していること。

(田中哲夫委員)

	淀川水系共通の問題点、課題	猪名川流域独自の問題点、課題
治水面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標とする洪水流量に対して、無害とすることを目指し、脆弱な高い堤防をつくってきたことが、破堤時の危険性をより大きくし、川と街との連続性を遮断した。 ・ 洪水時に水をスムーズに流すための河道形状に整備したことが、非連続な断面や変化の少ない水環境をつくり、<u>(13)生態系にダメージを与えた。</u> ・ 土木工事では完全な治水対策は出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭窄部における上下流問題 ・ <u>(14)下流部に堤防未整備の危険区間がある</u> ・ 都市化が進展しており、<u>(15)下流部では堤防直近に住宅、事業所等が立地している。また、想定氾濫区域内に多くの住宅等が立地している。</u> ・ 河道拡幅、スーパー堤防等の用地の確保などが困難である。 ・ <u>(16)昭和 28 年以来、大雨が無いことによる危機意識の低下</u>
利水面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水を使いたいだけ使う生活様式への対応や、渇水による被害を出来るだけおこさないことを前提に、ダムなどの水資源開発が進められた。 ・ 地球環境問題の影響、近年の少雨傾向などによる水の供給能力の不安定化の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猪名川流域の大半の住民は渇水被害の経験が少なく、市民の危機意識が希薄になりがち。 ・ <u>(17)下流では淀川の水を用いており、猪名川の水に依存しない流域住民が存在。</u>
利用面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高水敷での過剰なグラウンド等の整備や水上バイク等による無秩序な水面利用により、<u>(18)川本来の機能にダメージを与えている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(19)都市河川である猪名川の高水敷は、運動公園としての利用の要望が強く、地域によっては、多くのグラウンドが整備されている。</u> ・ <u>(20)釣り、散策などの都市部に残された貴重な自然体験空間である。</u>
環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(22)河川本来の環境～育む力～（形状、水質、水量、土砂量、動植物の生息域、連続性など）が、治水や利水のための整備や人の利用によって大きく損なわれている。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷内の植物は帰化種が優先しており、その他の生物についても<u>(23)在来種が減りつつある。</u> ・ <u>(24)猪名川の水質は昭和 50 年頃から急速に改善されたが、他の河川と比較して BOD 等の水質指標は悪い</u>

(13)「生態系にダメージを与えた」とは、どのような状態を指しているのかお教え下さい。

水生生物の移動を阻害したこと。瀬・淵また一時的水域や岸辺の構造を単純化して、多様な生息場所を均一にしてしまったこと。

(田中哲夫委員)

(14)「下流部」とはどの範囲を示すのか教えて下さい。(15),(48)共通

銀橋より下流、川西池田・宝塚・尼崎

(田中哲夫委員)

(17)猪名川の流況からは、下流域まで水を供給する能力が無いのが実情です。したがって、水源として安定している淀川に水源を依存して安定的な水供給を実施していること自体も課題や問題点と認識する必要があるのでしょうか。

流域住民の水資源はその流域で完結すべきことは望ましいが、琵琶湖疎水等の事業を全て否定することになる。導入元の環境が保全される程度の、流域外水資源の導入は許されると考える。ただしこのことによって導入もとに渇水被害が生じるなら、その被害は負担すべきである。

(田中哲夫委員)

(18)「川本来の機能」というものに対して共通の認識が必要ではないでしょうか？

「川本来の機能」について例えばどのような機能があるか教えて下さい。

まともな水が流れていること、瀬・淵・中州という微地形が自然に形成されていること。その生息場所に生物が住むことができ、そのトータルな風景から人が安らぎを得ることができる機能。

(田中哲夫委員)

「川本来の機能」について、認識に開きがあることがわかりました。私は、自然保護を30年やっているの、「川は、自然だ。」ということが前提にあります。その立場から見ると、今までの河川行政は、川を「人間に被害を与えるもの。」「水道の延長」としか、見なしていなかったように思えるのです。決してそれだけではなく、今まで、大変な努力をしてくださっていたのは、わかるようになりましたが、もう少し、こちらの考えに歩み寄っていただきたいです。「自然」という認識でさえも、委員の中でもかなり開きがあるようですが、「自然と共生することは、自然からの恩恵だけでなく、時には、危険や被害も受け入れなければならないのだ。」と考えています。

たとえば、川や海を人間に都合のいいように作り変える(埋め立てる、せき止める、形を変える)工事を、すべて凍結したら、どうなるでしょう？もし、そうしたとしても、川や海の「自然の回復力」は致命的に失われていて、環境の悪化を止めることはできないところまで来てしまいました。テレビで、「海の自然回復力は、50%以下に落ち込んだ。」というのを聞いたのは、もう10年以上前なのです。川の生命力を回復させるために、人間が手

助けしなければ、他の生物を道連れに人類も滅びる危機が迫ることは、避けられないと思います。

川のそばに住む住民としては、私の地域では、1960～70年ごろ、「メダカがいなくなる。」
「つくしが取れなくなる。」といった具体的な変化が現れました。同時に、洪水や渇水の危機感が薄らぎました。川を40年前の環境に近づけたら、洪水や渇水の危機は、どの程度増すのでしょうか。できるだけ、具体的に言うなら、私のイメージは、「30年後に、40年前の環境をできるだけ取り戻すこと」です。

(細川委員)

(19)問題点とすれば、「河川の本来の姿ではない多くのグラウンドが数多くある。」ということと認識して良いでしょうか。

その一つの要因であることは確か

(田中哲夫委員)

運動公園を堤内に造ることはまったく問題がない。河川敷に造ることに問題がある。猪名川では高水敷に占める運動公園の割合が高すぎる。河川本来の生態系として環境教育・環境学習に利用することを考えるべきである。当面は運動公園を存続させるとしても長期的には河川本来の自然に戻すべきであり、運動公園の新規占用などはとても認められないと思う。伊丹、尼崎等の市民にとって身近な自然は他にありますか？

(服部委員)

(20)釣り、散策などの貴重な自然体験空間であることは事実であると考えますが、こういった意味で課題なのでしょうか。

グラウンドや遊具施設は、本来堤内地に戻すべきである

(田中哲夫委員)

(21)「不法投棄および不法占拠」等の問題もあると考えて良いでしょうか。

その一つの要因である

(田中哲夫委員)

(22)「河川本来の環境」に対して共通の認識が必要ではないでしょうか。河川本来の環境について例えばどのような環境であるか教えて下さい。

(18)に同じ

(田中哲夫委員)

(18)に同じ

(細川委員)

「川本来の機能とは」(11)に同じ

(尾藤委員)

<優先順位の考慮>

- ・ 逼迫する財政状況や今度の高齢化の進展、人口減少などを考慮すると投資余力の減少が予想され、これまで以上に費用対効果を考慮し、目標とする将来像に沿って、どれを優先すべきかを治水・利水・環境の専門家のみならず、流域住民とともに⁽²⁵⁾検討する体制が必要である。

(25) 合意形成を実現するための仕組みとして、流域委員会を立ち上げて、いろいろな検討を行って頂いていますが、流域委員会でなく、他の仕組みを検討することなのでしょうか。

流域全体については、流域委員会。個別の計画については、流域委員会の基本方針をふまえて、新たな委員会が必要と考える。

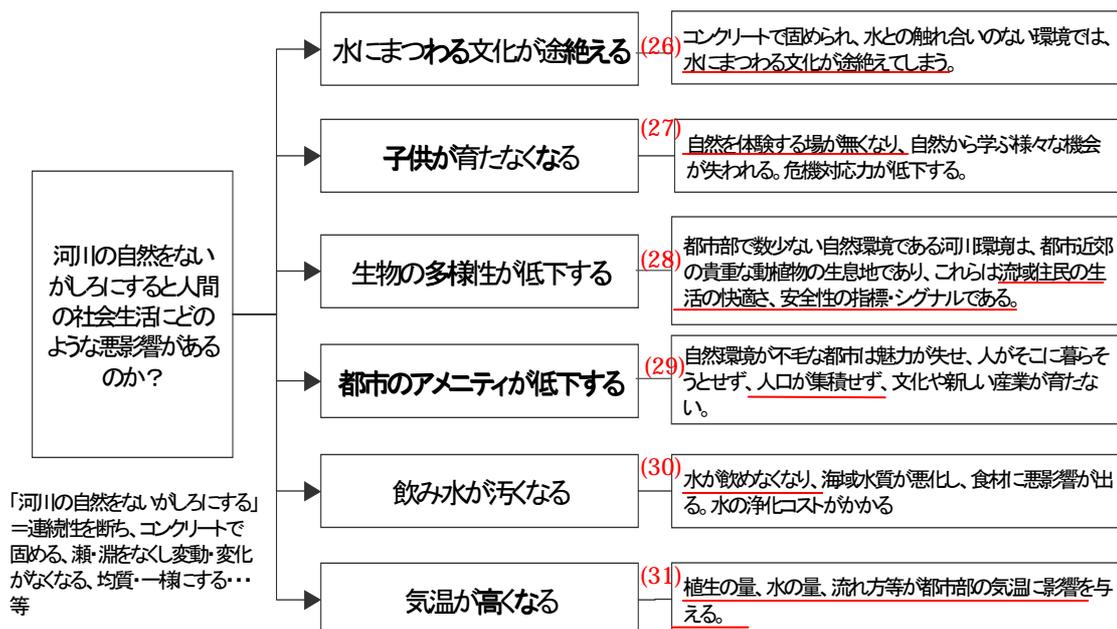
(田中哲夫委員)

流域委員会は学識経験者中心の組織なので、流域住民の意志決定に係わるものとしては再検討が必要と思われる。河川法での同委員会の位置づけは流域住民という生活者の視点より専門性の視点の方が濃い。(同委員会の決定が即住民の意思決定といえない部分もある)

- ・ ただし、住民とはなにかという問題は解決しているとは思えない。例えば25「流域住民とともに」の「とともに」がどういうことか、はっきりしているわけではないだろう。だれが住民代表なのか、ということも含め全体的に議論する必要は残っていると考える。(河川管理者の意見を聞きたい)

(尾藤委員)

河川が環境が悪化すると、具体的に一体どのような不具合となって社会的に跳ね返ってくるのか？



(26) (27) 例えばどのような場所があるのか教えてください。

→ どこにでも数え切れないほど作っているではありませんか。

(田中哲夫委員)

(28) どの種なのか教えてください。

貴重種のみを指しているのではありません、本来の川に住む普通種が住むところも「貴重である」言っているのです。

(田中哲夫委員)

(29) 猪名川独自の問題点・課題点として、前述で「都市化が進展しており、下流部では堤防直近に住宅、事務所等が立地している。また、想定氾濫区域内に多くの住宅地が立地している。」と記載されていますが、人口が集積することは望ましいことと見るべきなのでしょうか。それとも課題なのでしょうか。

望ましいと考えている人がいますか？アンケートを取ってください(お金が十分にあって、土地もあれば、現在の状況に住みたいかどうかの。

(田中哲夫委員)

課題である

(尾藤委員)

(30) 下水道整備により河川水質が向上し、また水道用水の浄化で飲用していますが、具体的にどのような事なのか教えてください。

ここは改定の必要有り。飲み水に浄化するのにコストがかかる。水生生物は食えなくなる。

(田中哲夫委員)

(31) 河川の植生の量、水の量、流れ方等が、都市部の気温にどの程度影響を与えているのか教えてください。

環境を新河川法で内部目的化した、国土交通省の仕事です。

(田中哲夫委員)

猪名川に求められているのは、(33) 人間と自然の力が均衡している里山的な自然と「都市部の公園のような人間が作り出した自然」のバランス(適正な配置)である。

(33)

- ・「人間と自然の力が均衡している里山的な自然」及び、「都市部の公園のような人間が作り出した自然」とは、例えばどのような場所か教えてください。
- ・里山的な自然と人間が作り出した自然のバランス(適正な配置)とは、ゾーニングを意味したイメージと考えて良いのか教えてください。

これ以上どう具体的に答えよと言うのか！！

- ・護岸でがちがちに固定していない河川。十分な河道幅をもって流れる河川。
- ・同心円状か、樹形状かはさておいてゾーニングです。

(田中哲夫委員)

しかし、地震のような天災からもわかるように、どんなに完全を期した堤防を築いても治水対策には限界があり、不可抗力の水害が起こりうる場合も想定しておかなければならない。(35)洪水などによる人命の被害、財産の被害を最小限度に抑える努力をしながら、

(35)委員会とりまとめ 4-1 にて記述されている「**今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。すなわち、人命が損なわれることなく、また、家屋などの資産の損失は可能な限り少なくすることを目標とする。**」と同様の意味と理解してよろしいでしょうか。

いかなる規模の降雨においてもというのは、不可能です。レベルを決める必要があります。

(田中哲夫委員)

<自然と上手に付き合う>

- ・自然を制御できない以上、(36)軽度の被害は社会全体で対応する方向で、ハードとしての河川での対応、ソフトとしての地域社会での対応、危機管理や住民の意識の変革などを同時に再構築していく必要がある。

(36)「**軽度の被害は社会全体で対応する**」とは、どのようなことを考えておられるのか教えて下さい。

越水を受忍すること。軽度の被害が越水、強度の被害が破堤と考えている。

(田中哲夫委員)

WGへの質問(軽度とは? 社会全体の対応とは?)

一例。マンションは自治会に所属する一方、加入者全体が各種の災害補償に加入する自衛策をとっているが、同じように自治会など住民組織でも自己責任の考えを導入して、ある程度の自衛策を検討してみる。

(尾藤委員)

- ・自然との共生は従来のように川の水を可能な限り徹底的に人間生活のために利用したり、流路を大きく改変したりすることではない。川のもつ本来の自然環境を損なうことなく、治水、利水も(37)両立させることが必要である。このことは自然からの災害を最小化していくことと(37)並行してともに重要である。

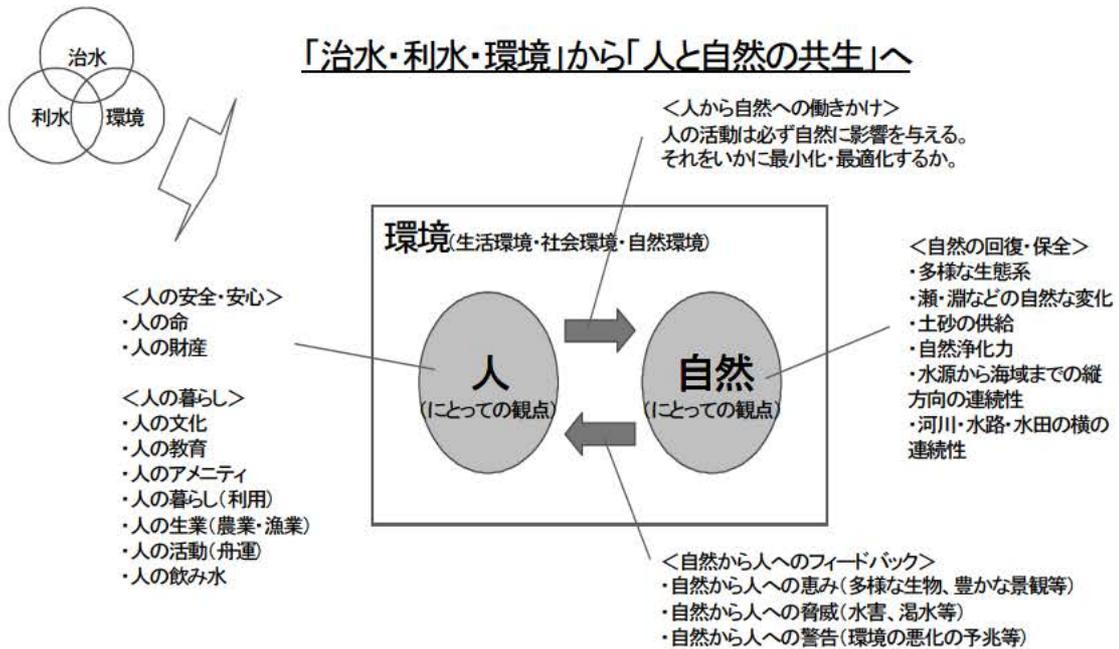
(37)次ページの「人と自然の共生」の資料との関係について教えて下さい。

人間の都合だけの治水・利水は自然を破壊する。多くの生物が生きていけない

このような整備はやめて、多様な生物種と共生できる環境について同時に考え、整備（災害に対処する方法を含む）の方向性や技術の見直しを進める。（この質問の意味がよく分からない。自然と共生する考えでは治水・利水はできないといたいのか。）

（尾藤委員）

(38) 「治水・利水・環境」という枠組みの捉え方は正しいのか？ 治水・利水は人間にとっての観点だが、環境は？ 治水・利水・環境は並列にすべきものなのか？ それに取って代わる考え方の枠組みは何か？



(38) 「治水・利水・環境」という枠組みの捉え方と、それに取って代わる考え方の枠組みについてどのように考えればよいかイメージを教えてください。

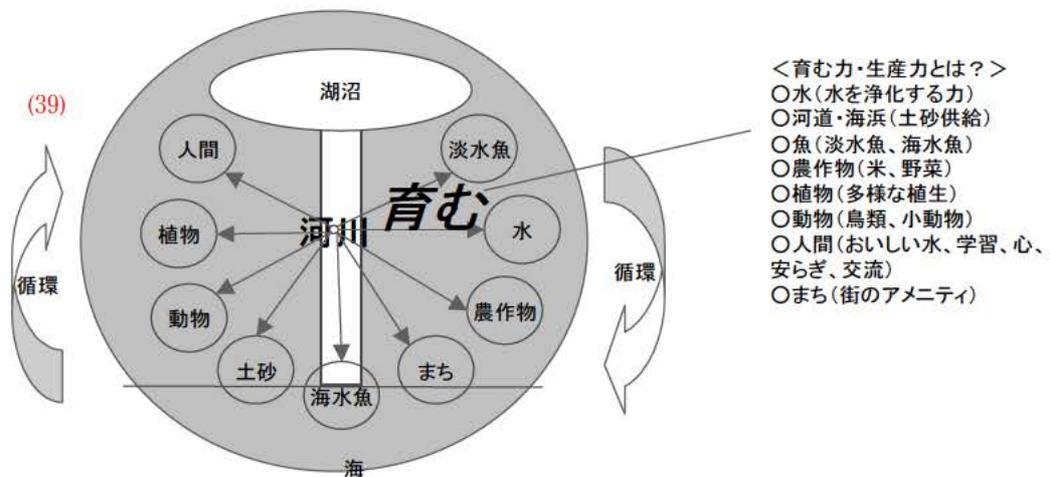
→ 環境を新河川法で内部目的化した、国土交通省の仕事です。

(田中哲夫委員)

→ 「治水・利水・環境の枠組み」、(37)と同じ

(尾藤委員)

これからは川の「育む力」を回復・強化する



(39) 上図について(44)にて記載。

→ 河川を整備することがその恩恵を受ける人間と社会に生きる力と喜びを与え、そのことが同時に自然界の生物との共生につながっていることを感じるができる。

(尾藤委員)

・ 短期目標は、具体的な整備計画につながるだろう。

④水需要に対する⁽⁴⁰⁾ライフスタイルの変更。

(40) ライフスタイルの変更とはどのようにおこなえばよいのか教えてください。

→ 水資源は有限であることを身をもって認識し、水の消費量を少なくすること。

(田中哲夫委員)

→ ライフスタイルの変更というのは、大上段過ぎたでしょうか？環境に関心の高い人は、水をできるだけ使わない努力もするし、汚さない努力もします。さらに、たいていはそれだけではなくて、エネルギーの消費も抑えようとするし、ゴミも減らそうとするし、多少割高でも環境に配慮した商品を買います。自主的にそこ

まで努力する人は少数派ですが、きっかけさえあれば、何かしようという意思のある人は、もっといるはずです。

尼崎市では、4月から、指定袋でしか、ゴミを回収しなくなりましたが、行政が考えていた以上に順調に受け入れられました。それと同時に、大手のスーパーでは、マイバッグを持参するとポイントが貯められ、値引きやプレゼントがあるサービスを始めました。今まで、ゴミ袋に再利用していたポリ袋の需要が減り、たまりすぎて邪魔になってきたからです。行政の姿勢の変化は、このように、波及効果を期待できるのです。治水、利水に、環境の視点が加わることは、国民の価値観や生活全般に影響を与えることになると期待しています。国土交通省で、すべてをやってほしいということではありません。

利水に環境の視点を加えると、水をできるだけ使わない努力は、必要です。もっと環境が悪化すれば、二酸化炭素のように目標値を定めて、取り組まねばならなくなるかもしれません。汚した水を浄化するために必要な費用やエネルギー、さらに浄化しきれず流される水は直接環境を悪化させることを考えれば、渇水時に限らず、水の使用量を減らす努力をすべきだと思います。需要の増加に水道水の供給量をあわせるのは、結局、環境にしわ寄せをかぶせることになります。

(細川委員)

- ・ 中期目標は、ゴールを実現するために人々が川と関わる⁽⁴¹⁾ライフスタイルや価値観を変えていくことにおく。

(41) ライフスタイルや価値観を変えていくとは、どのようにおこなえばよいのか教えてください。

(40)に同じ

(細川委員)

- ・ ⁽⁴²⁾ゴールは、十分な河道幅を持ち、上下流に連続性のある多様な生物を育む、親しみのある、歴史・文化を継承できる川を次の世代に伝える。明日の暮らし(生活)を守る豊かな猪名川をめざすことにある。

(42)

- ・ 100～200年後のゴールが「十分な河道幅を持ち…」となっていますが、十分な河道幅とは具体的にどの程度の川幅なのでしょうか。
- ・ 短期目標(20～30年)においても、それらを見据えた整備を具体的に実施していくべきでしょうか。

ダムを作らなくとも、計画高水水量を環境を保ちながら流せる河川幅。

- ・ 20～30年 今始めないといつまでたっても変わりません。当面不可能なところがあることは赤子でも承知。

(田中哲夫委員)

分からない。今の段階で、具体的にどれくらいかを定めることは困難である(決められると考えることはむしろ危険である)。整備にあたって、ゴールにある十分な河道幅とはなにか、という問いを持続させよ。そういうことを忘れずに計画を決定せよ、という意味だと理解する(ほかにも、こういう種類の書き方はあるように思う)。

(尾藤委員)

- ・ 育む力のある川とは以下のようなキーワードがあげられる

入りたい川・人とふれあいのある川

(43)川からの発信がある

川が田やため池とつながっている

(43)川から町づくりを変える

自然の森を水源として持っている

川の恐ろしさを知り、川とつきあう知恵を持つことができる川

「里川」

(43)生きがい育てる川。

魚・鳥・虫が行き来するコリドー

水が飲める川・触れ合える川

その魚が食べられる川

源流から海までつながり、海が川を通じて山とつながる

(43)いきいきとした川

十分な河道幅を持ち、水が自由に流れることのできる川

蛇行し、瀬や淵のある変化に富んだ川

(43) 河川整備計画を作成する上で「川からの発信がある。」、「川から町づくりを変える。」、「生きがい育てる川。」、「いきいきとした川」等についてどのようなイメージなのかヒントがあれば教えて下さい。

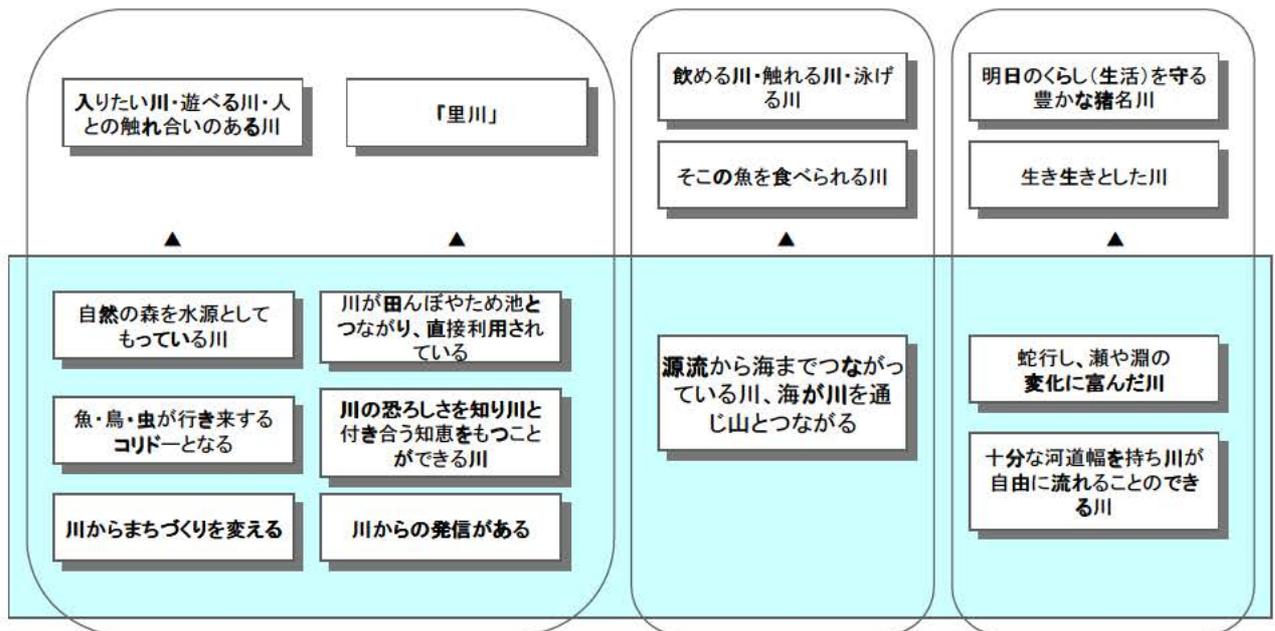
(18)と同じ

(細川委員)

「川本来の機能とは」(11)と同じ

(尾藤委員)

(44) 育む力のある川



(44)

- ・『(39) これからは川の「育む力」を回復・強化する』の絵とあわせて教えてください。
- ・また、上記についての枠組みや色分けについて教えてください。

→ 「育む力」、(39)に同じ

(尾藤委員)

- ・また、総合的対応を可能にする技術の開発。(たとえば洪水を防ぎ、かつ⁽⁴⁵⁾広義の生産力が増加する工法)も求められる。

(45) 広義の生産力とは、「自然体験やアメニティ (13 ページ)」といった精神的文化の生産力等も含むと記述されていますが、そのイメージを教えてください。

→ 環境を新河川法で内部目的化した、国土交通省の仕事です。

(田中哲夫委員)

→ 「どんなイメージもわからない」からこういう質問がでているのだろうか。工法が人々の生活や快適さにつながっているという確信をもつことができる、家をつくるときにここに住む人の喜びを工事の段階で共感できる、ということだろう。多くの開発はそういう人々の喜怒哀楽を感じる能力にかけている。

(尾藤委員)

- ・ 可能な範囲で農地や林地の保全による流域全体としての洪水調節機能や⁽⁴⁶⁾ふる里としての景観を維持強化することが望ましい。

(46) ふる里としての景観を維持強化することのできる河川整備とはどのようなものなのか教えてください。

環境を新河川法で内部目的化した、国土交通省の仕事です。

(田中哲夫委員)

- ・ ⁽⁵⁰⁾新しい防災組織の育成(自治体レベルでの対応、街づくりNPOなどによる新しい担い手の育成)

(50) 既存の水防団との住み分けをどのように考えれば良いのでしょうか。

組織として区分するべきではない。区分すれば機能しないと考えます。

(田中哲夫委員)

WGへの質問(新防災組織の位置づけ)

質問の「棲み分け」という意味がよく分からないが、これまでからある組織との関係ということなら、参加者の高齢化がすすんでいるし、若い人々の町作りへの関心を集める点からも若者はどう考えるか、議論を起こせばいい。

(尾藤委員)

- ・ 基本的には、⁽⁵²⁾これ以上猪名川の自然を開発しないことを原則とし、自然の営力による多様な生息場所の回復を目指す。

(52) 流域のことを指しておられるのでしょうか。

水系のことを頭に浮かべていましたが、水系の問題はやはり流域の土地利用の問題です。

(田中哲夫委員)

- ・ 猪名川の自然は既に人間が改変してきた自然であり、そのことを前提として⁽⁵³⁾一定の管理を行っていく。場所によっては、自然の営力の回復を手助けするような再創造に向けての措置を講じることも考える。

(53) 一定の管理とはある程度手を加えることでしょうか。また、管理の具体的な方法について教えてください。

堤防の植生管理として、年2、3回草刈りを実施しているように、猪名川の自然に対して外来種対策、除草等の管理は必要である。

(服部委員)

- ・ (54) 当面はゾーニング等により都市的利用と自然的利用のバランスを図り、都市的利用である運動公園などについては堤内地へ戻す。

(54)

- ・ 都市的利用、自然的利用とはどのようなものでしょうか。
- ・ 都市的利用とは運動公園の他には何かあるのでしょうか。
- ・ 運動公園などについてはバランスを図って当面はゾーニング等により存続させるが、将来的には堤内地に戻すということによいのでしょうか。
- ・ ゾーニング等による都市的利用と自然的利用のバランスを図るとはどのようなものが教えて下さい。
- ・ 運動公園の新規占有は認めないということでしょうか。
- ・ 住民要望として河川内の運動公園存続の要望が多かったとしても、堤内地に戻すということによろしいのでしょうか。

河川空間の利用については、猪名川部会（第1回資料3、第5回資料2-1）で河川管理者から説明がありましたが、ゾーニングの明確な考え方は示されていませんでした。今までは、スポーツ公園としての占有利用が、自治体からの要請に応じて（なし崩しに受け入れられ？）肥大化して来たのは、スケールが違いますが、水源開発が、各水道企業体の要請に応じて肥大化して来たのと類似した構図ではないでしょうか？これからは、工場跡地などの活用により堤内地の利用へシフトし、緑の分散配置や緑の回廊形成と組み合わせ、アメニティの高い都市空間の形成をはかる方向に向かわれることを願っています。

高水敷が少ない（？）尼崎市では沿海地区の工場跡地を買収して立派な自然公園を作ろうと計画されていると仄聞しています。やろうと思えば出来ることかもしれませんね。何事につけ、可能性のあることは、必ず、選択肢にとり入れて考えて見る。そういう姿勢がないと、子供たちの世代である未来を、夢も希望も無い都市砂漠に埋めてしまうことになるのではないかと心配です。

（畚野委員）

運動公園を堤内に造ることはまったく問題がない。河川敷に造ることに問題がある。猪名川では高水敷に占める運動公園の割合が高すぎる。河川本来の生態系として環境教育・環境学習に利用することを考えるべきである。当面は運動公園を存続させるとしても長期的には河川本来の自然に戻すべきであり、運動公園の新規占有などはとても認められないと思う。伊丹、尼崎等の市民にとって身近な自然は他にありますか？

（服部委員）

- ・ 洪水時などに自然の攪乱により、瀬・淵・中州・寄せ洲・一時的水域がおのずと再生する、(55)大きな仕掛けである河川構造を検討し、可能な地点から実施する。

(55) どのような仕掛けでしょうか。例えば、中水敷、高水敷の切り下げ、緩傾斜化により、攪乱頻度、攪乱域を再生するというようなことでしょうか。

それも試みる方策です。蛇行の保全・再創造、障害物の再生。

(田中哲夫委員)

河川の自然は洪水による一定の攪乱に対応した生態系である。その攪乱が少なくなれば河川生態系として機能しなくなる。その代表が高水敷である。そこは中小の洪水では水が上がらず、攪乱されないためセイタカアワダチソウなどの帰化植物が優占することになる。

(服部委員)

- ・ (56)外来種動植物の検討を行い有効な手段を実施する。

(56) 外来種についてどのような検討をすれば良いのか教えて下さい。

外来種による「生態系の多様性」の喪失の危険性について、今の河川管理者はどのような認識をされているのでしょうか？

私は第3回猪名川部会（現地視察感想発表会）において、一庫ダムにブラックバスやブルーギルが入ってきている問題について発言いたしました。（当面、最小限の手立てとして）「釣り人への教育や啓発など、手があるのではないか？」と問いましたが、先の河川調査官からは「先ず、どのような生態系であるべきかというコンセンサスが得られていない面がある云々。」との回答を得ています。何かすれ違っている感じがなくてもありませんが、一応「現状認識」として承っています。

また第5回猪名川部会において外来種影響・対策研究会編「河川に外来種が侵入すると・・・河川における外来種対策に向けて」、（財）リバーフロントセンター発行、というきれいな色刷りのパンフレットが配布されています。これは一般に配布する目的で作成されたもので、その元になっているのは、同研究会編「河川における外来種対策に向けて（案）」でA5版124頁の立派なものです。また「対策研究会」は、流域委員会の鷲谷いづみ先生が座長をされています。このように外来種の問題に関して、国土交通省（中央）とその関係団体において、金も人材も投入し情報蓄積・対策検討の体制を敷いておられるにもかかわらず、本部会レベルでは、いまの段階において、官側から委員に対して「外来種についてどのような検討をすれば良いのか教えて下さい」という質問が出るのはどういうことでしょうか？中央と出先でこのような認識のずれがある現状が改められなければ、委員会が努力して出した提案が空文化されて、実際の施策に反映されないという、今までの悪弊が生き続ける危険がありませんでしょうか？

外来種の問題に関して、今後あるべき方向として、「中央における対策研究会（あるいは委員会等）によるアップツーデートの検討の強化・継続」および「各河川レ

ベルでの現状調査、それに基づく現地対策の作成と実施」を目標として、従来の「マニュアル的、形式的な環境調査」を超える体制を、新河川法の「河川環境重視」の精神の具体化の一つの柱と位置づけて、確立する努力をつづけていただきたいと念ずる次第です。

(畚野委員)

猪名川は帰化率の高さで全国一である。帰化植物が優占しているために、花粉症が発生し、また環境教育の場として有効に使えず、さらに生物多様性の維持ができない。ありがたくない全国一を回避するためにも外来種対策が必要である。その第一番目は外来種(植物)に対する調査である。帰化率が高くなるのは外来種が多いことよりも在来種が少ないことがより大きな要因であるので在来種の実態の調査が必要である。また種数だけでなく、外来種がどの程度優占しているのかといった量的な分布状況の把握が必要である。調査結果をもとに外来種対策を検討する。現時点でも考えられることはアレチウリ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウなど他種を圧倒する外来種の刈り取りである。猪名川ではまだアレチウリ、オオブタクサがそれほど優占化していないので現時点で対策をとれば抑制は可能と考えられる。次に刈り取った跡地に在来種を植栽する。県管理の猪名川に自生する種を増殖させて国管理の猪名川に導入する方法など各種の対策が考えられる。

(服部委員)

- ・ 水は有限であることを認識し、⁽⁵⁸⁾ 不必要な水の消費を押さえるような方策を考える。

(58) 不必要な水の消費を抑えるような方策とは節水のことでしょうか。

日常的に節水を心がけていくべきだと思います。あわせて、自然界で分解されにくい物質で、川や海を汚さないように考えたい。汚れの質というか、できるだけ環境への負荷の少ない汚れにする工夫もあると思います。

日ごろから、水は人類だけのものではないことを自覚して利用していれば、川の水を枯らしてまで、水を確保するべきではないと理解できるはずですが、どの程度の水量が確保されていれば、川の生物にダメージを与えずにすむのかわかりませんが、生物のための流量を確保するために、湯水の頻度が増すとしても、人間のほうが節水をがんばることで対応していければいいと思います。

(細川委員)

- ・ 危機意識の醸成し、過大な投資を避けるため、今後の水需要に無制限に対応するのではなく、例えば、⁽⁵⁹⁾ ある頻度(生涯に数回)の湯水を社会全体で経験することも想定する。

(59) 従来の湯水に対する計画は被害ゼロの計画とはなっておりません。ここで言う湯水とは、どのようなものと考えれば良いのでしょうか。

(7) に同じ

(田中哲夫委員)

(61)一定頻度の濁水を許容することに対する水準の検討、合意形成のあり方の検討。

(61) 住民が許容できる濁水の頻度、濁水の程度（規模、厳しさ）の水準の取り方については、河川管理者が一方的に決定していく内容ではなく、ご指摘のとおり住民との合意形成を図っていった初めて実現していくものと認識しております。河川管理者においても事業者等との調整も図りながら検討を進めていく必要があると認識しておりますが、検討を進めて行くに当たって、どのような観点に立って、また、どのような点に注意していく必要があるのか、具体的に教えて下さい。

「合意形成」(25)に同じ

(尾藤委員)

- ・ 費用対効果を考慮し、目標とする将来像に沿って、どれを優先すべきかを治水・利水・環境の専門家のみならず、(64)流域住民とともに検討する体制が必要である。

(64) 流域住民と共に検討する体制とはどのようなものでしょうか。

「合意形成」(25)に同じ

(尾藤委員)